

●受給者証が使えない場合があります

福祉医療制度は次の場合使用できませんのでご注意ください。

- ①県外の医療機関における受診
- ②医療機関において受給者証を提示しなかった場合
- ③医師の指示で治療用装具（コルセットなど）を購入したとき
- ④精神病床の入院費

●医療機関で自己負担分を支払った場合

上記のうち、①・②・③の理由で医療機関に自己負担分を支払ってきた場合は、申請することにより医療費の還付を受けることができます。

《手続きに必要なもの》

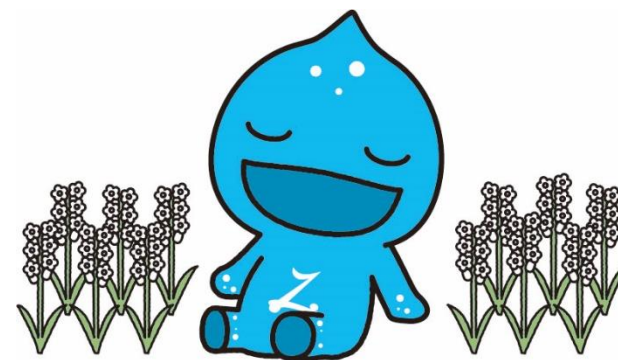
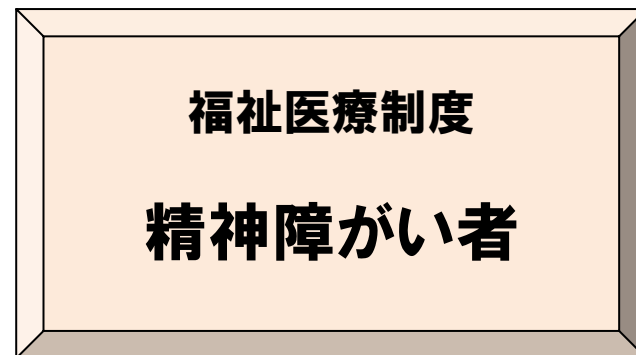
- 医療機関に支払った際の領収書
- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険証
- 申請者（受給者）の通帳
- 認印（社会保険加入者）
- 医師の作成指示書（③の場合）
- 療養給付費支給決定通知書（③の場合で、社会保険加入者）

問い合わせ先

美郷町役場

福祉保健課医療保険班

TEL : 0187-84-4907



美郷町

●福祉医療とは

福祉医療とは該当になった方が病院や薬局での医療費の自己負担相当額を秋田県と美郷町で負担する制度です。身体障がい者等の手帳をお持ちになっている方々のほか、乳幼児および小・中・高校生等、ひとり親家庭の児童生徒等の方々が対象となります。

●受給要件

次の2点に該当する方で、加入している健康保険によって区分されます。

- ◎精神障害者保健福祉手帳の級が1級
- ◎自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている

【区分：73】

<該当要件>

- ・年齢等：後期高齢者医療非該当の方
- ・社会保険被保険者の方は所得制限以内(※)

<資格取得日>

- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、自立支援医療（精神通院）の受給者になった月の初日

<資格喪失日>

- ・後期高齢者医療適用の日の前日
- ・自立支援医療（精神通院）の受給者でなくなった日

<受給者証>

- ・灰色のカード

【区分：78】

<該当要件>

- ・年齢等：後期高齢者医療に該当する方

<資格取得日>

- ・後期高齢者医療適用の日
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、自立支援医療（精神通院）の受給者になった月の初日

<資格喪失日>

- ・自立支援医療（精神通院）の受給者でなくなった日

<受給者証>

- ・灰色のカード



※所得制限

該当要件に「所得制限」がある方々は、次の所得基準表による審査が毎年あります。いずれかの方の所得が基準を超えるとその年(8月1日～翌年7月31日)の福祉医療は非該当となります。

<所得基準表>

扶養人数	受給者の所得	配偶者・扶養義務者の所得
0人	2,695,000円	7,387,000円
1人	3,075,000円	7,636,000円
2人	3,455,000円	7,849,000円
3人	3,835,000円	8,062,000円
4人	4,215,000円	8,275,000円
5人	4,595,000円	8,488,000円

●受給者証の更新

福祉医療費受給者証の有効期限は、自立支援医療受給者証と同日になります。自立支援医療受給者証の更新に合わせて新しい期限の福祉医療費受給者証を交付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

手帳の等級が変更となった場合、福祉医療費受給者証の有効期間中は使用できませんが、更新はされません。

●こんなときは届出を！

- 加入している健康保険証が変わったとき
- 住所、氏名等受給者証に記載されている内容が変わったとき

《手続きに必要なもの》

- 福祉医療費受給者証
- 受給者の健康保険証
- 変更届出書(※)

※「変更届出書」は役場福祉保健課に備え付けておりますので、手続きの際は役場福祉保健課において下さい。

●介護保険には使用できません

介護保険が適用された一部負担金には福祉医療は使用できません。国保や健康保険、後期高齢者医療など、保険証を使用した時のみ福祉医療が適用されますのでご注意ください。

